

愛知県ファミリー・フレンドリー企業

愛知県では、社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録しています。

登録対象 愛知県内に本社又は主たる事業所を置く企業

主な登録のメリット

- 登録証を交付します
- 他の模範となる優れた取組を実施している企業を、愛知県知事が表彰します
- 企業の取組状況を「ファミフレネットあいち」にて公表し、広くPRします
- ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント(社会保険労務士等)を無料で派遣します
- 「愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク」を名刺などに表示できます
- 愛知県の入札や協賛金融機関の金利において優遇されることがあります

URL:https://famifure.pref.aichi.jp/company/ff_entry/index.html



あいちワーク・ライフ・バランス推進運動

愛知県では、企業等に対してワーク・ライフ・バランスの実現に関する8つの取組への賛同を募り、県を挙げての気運づくりに取り組んでいます。

対象 愛知県内の企業・団体・事業所

取組項目

- 多様で柔軟な働き方の推進
- 年次有給休暇など、休暇を取得しやすい職場環境づくり
- 時間外労働の削減
- 定時退社
- 育児、介護、病気や不妊治療との両立支援や離職した人の復帰支援
- 男性の育児参画に向けた職場環境づくり
- メンタルヘルス対策
- 管理職や従業員の意識改革

URL:<https://famifure.pref.aichi.jp/aichi-wlbaction/>



ワーク・ライフ・バランス

～更なる推進に向けて～



ワーク・ライフ・バランスに取り組んだ企業の声

- ・男性従業員の育児休業取得を促進するため、社内配布資料と掲示物を作成した。会社が育児休業の取得を推奨していることを知らせることができ、取得しやすい風土づくりにつながった。
- ・業務管理の効率化、業務の分散、ダブルチェック体制の採用等により、就業時間の短縮につながった。
- ・フレックスタイム制度、在宅勤務制度、時短・日短勤務制度等、多様な働き方が選択できるようになった結果、育児・介護・不妊治療を理由に離職する社員は0になり、離職率も低下した。

(あいちワーク・ライフ・バランス推進運動 アンケートより)

2023年10月

発行：愛知県労働局労働福祉課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL：052-954-6360(ダイヤルイン) URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/>

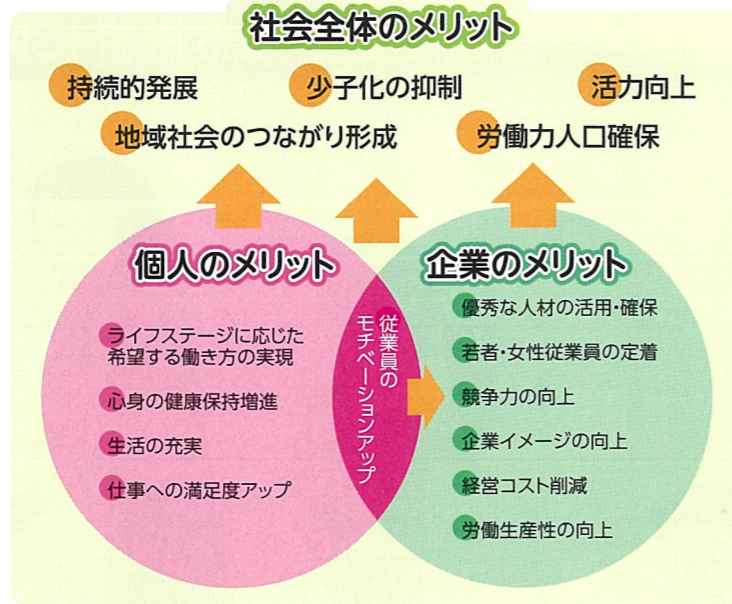


ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、働く人が仕事上の責任を果たしつつ「仕事」と家事・育児・介護、地域活動やボランティア活動、趣味や学習などのあらゆる個人的活動を含む「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

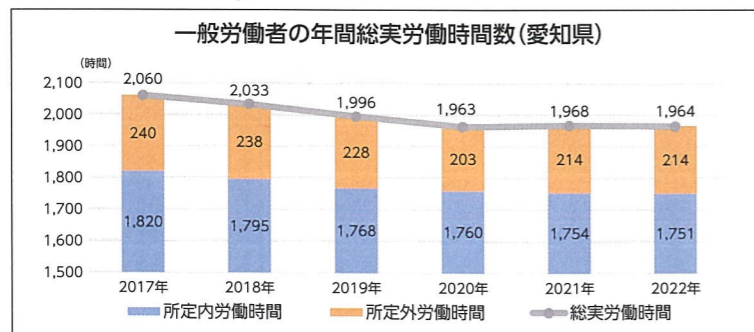
ワーク・ライフ・バランスの効果

ワーク・ライフ・バランスの推進は、社会全体にメリットをもたらします。誰もが多様な働き方を選択でき、多様な人材が能力を発揮して働き続けることは、経済活動の活力維持に繋がります。



ワーク・ライフ・バランスに関する主な法律

- 労働基準法(労働条件の最低基準を定める法律)
 - ・労働時間は原則1日8時間、1週間では40時間まで(休憩時間を除く)
 - ・年次有給休暇
 - 法定の年次有給休暇が10日以上付与されている労働者には、1年以内に5日間取得させることが義務化されています。
 - ・休日
 - 毎週少なくとも1回の休日又は4週間で4日以上の日

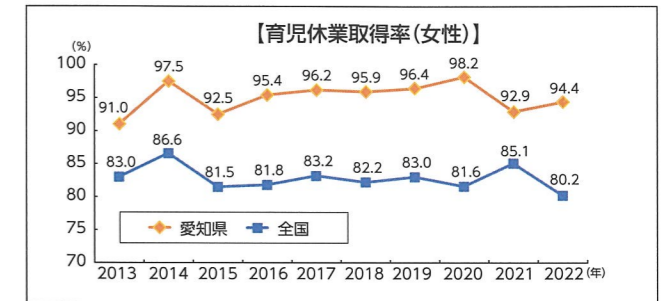
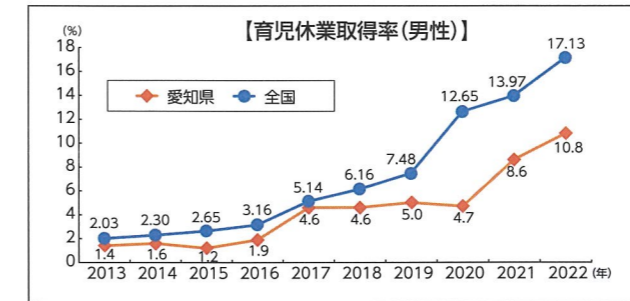


出典：愛知県「毎月勤労統計調査地方調査結果(年報)」

- 育児・介護休業法(「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」)
 - 子育て及び介護を行う労働者を支援する制度が定められている法律です。主な制度については、右ページの「子育て支援制度」「介護支援制度」で紹介しています。

子育て支援制度

- 育児休業
 - 1歳に満たない子を育てるための休業です。条件により、最長2歳に達するまで延長できます。2回に分割して取得できます。
- 出生時育児休業
 - 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な休業です。2回に分割して取得できます。
- 子の看護休暇
 - 小学校入学前の子ども1人につき1年に5日(2人以上の場合は10日)、子どもの看護や予防接種等を受けさせるために、1日又は時間単位で取得できる休暇です。
- 所定労働時間の短縮制度(短時間勤務制度)
- 所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限



出典：全国「雇用均等基本調査(厚生労働省)」(対象従業員5人以上の民間企業)
愛知県「労働条件・労働福祉実態調査」(対象従業員10人以上の民間企業)

介護支援制度

- 介護休業
 - 対象家族1人につき、通算93日まで、3回まで分割して取得できる休業です。
- 介護休暇
 - 対象家族1人につき1年に5日(2人以上の場合は10日)、介護その他の世話をするために、1日又は時間単位で取得できる休暇です。
- 所定労働時間の短縮制度(短時間勤務制度)
- 所定外労働の免除
- 時間外労働・深夜業の制限

病気等の治療

- メンタルヘルスやがん、不妊等の治療と仕事の両立ができる環境が整備されている会社が増えています。
- 相談窓口等の明確化
- 休暇制度
 - ・傷病休暇、病気休暇、不妊治療休暇
- 勤務制度
 - ・短時間勤務制度 ・時差出勤 ・テレワーク
 - ・試し出勤制度(復帰明け、勤務時間や日数を短縮して勤務する制度)

その他の制度

- 就業規則等で多様な休暇制度(特別休暇)を定めている企業もあります。
 - (例)結婚休暇、配偶者出産休暇
- 場所や時間にとらわれず柔軟に働くことができたり、1日の労働時間を労働者が自由に決めたりするなど、時間の有効活用を可能にする以下のような制度もあります。
 - (例)テレワーク、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、時差出勤、時間単位の有給休暇

職場でのテレワーク導入にあたってはICT環境やセキュリティ環境を整えるのはもちろん、テレワーク実施時でも労働基準法は適用されるため、就業規則等で規定を定めておく必要があります。愛知県ではテレワークの導入と定着を図るため、「あいちテレワークサポートセンター」を設置していますので、ぜひ御利用ください。
電話：052-581-0510 URL：<https://www.aichi-telework.pref.aichi.jp/>